質問第三二号

帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十六日

ながえ　孝子

参議院議長　関口昌一　殿

帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問主意書

政府は、令和八年四月から、帰化審査において、原則として十年以上の在留を求める運用を開始した。また、同年十月から在留資格の変更、在留期間の更新及び永住許可に係る手数料を大幅に引き上げるとともに、永住許可に関するガイドラインを改定するなど、外国人の在留及び定着に関わる制度の見直しを進めている。

適正な出入国在留管理を行うことは重要である。一方、外国人は、労働力としてのみならず、家族とともに暮らし、消費や納税、地域活動等を通じて地域社会を支える生活者であり、特に人手不足が著しいエッセンシャルワークの担い手でもある。人口減少が進む我が国において、適法に在留し、地域に根差して働き暮らす外国人の生活の安定を損なうことは、地域の産業及び生活基盤を弱め、我が国の国益を損なうおそれがある。

また、行政の裁量による審査基準の変更や、審査実費を大幅に上回る在留許可手数料の設定については、その法的根拠、必要性及び合理性を明らかにするとともに、人材確保、家計及び地域社会に及ぼす影響を検

証する必要があると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　帰化審査の運用変更と行政裁量の限界について

1　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第五条第一項第一号は、帰化の条件として「引き続き五年以上日本に住所を有すること」と規定している。政府が、日本社会への融和の判断において原則として十年以上の在留を求めることは、同号の住所条件を事実上引き上げることに当たらないか、政府の見解及びその法的根拠を示されたい。

2　政府は、今回の見直しについて法務大臣の裁量の範囲内と説明しているが、法律が具体的な年数を定めている条件について、行政の運用によりこれを実質的に加重することが許されるのか、疑問がある。大臣の裁量の範囲及び限界をどのように認識しているか。今回の見直しがその限界を超えないと判断した理由を示されたい。

3　帰化を希望する者の生活設計に重大な影響を与える変更を、国籍法の改正による国会審議を経ず、審査運用の変更によって行った理由を示されたい。併せて、変更に先立ち実施した当事者、地方公共団

体、有識者等からの意見聴取及び国会への説明の内容を明らかにされたい。

4　日本社会への融和を判断する上で、五年以上の在留では足りず、原則として十年以上の在留を必要とすることとした具体的な事実、調査又は検証結果を示されたい。また、法的効果が異なる帰化と永住の許可について、在留年数の整合性を図る必要があるとする理由を示されたい。

二　在留許可手数料の法的根拠及び負担の合理性について

1　在留許可手数料の算定において、個別の申請の審査及び許可に直接必要な費用以外に、どのような施策の費用を含めているか示されたい。また、それぞれの施策の費用について、費目、金額及び申請者に負担を求める法的根拠をそれぞれ示されたい。

2　政府は、令和八年五月二十八日の参議院法務委員会において、審査に要する実費を、在留資格の変更及び在留期間の更新について一万円程度、永住許可について二万円程度と試算している旨答弁している。これらの実費と実際の在留許可手数料額との差について、算定方法及び合理性を説明されたい。試算を変更している場合には、最新の金額及び変更理由も示されたい。

三　労働力の確保及び国際的な人材移動との整合性について

1　国際的な人材獲得競争の下で、我が国が就労及び生活の場として選ばれるためには、賃金のみならず、在留の安定性、家族の生活環境及び行政手続の負担も重要である。審査実費を大幅に上回る在留許可手数料を課すことは、国境を越えて移動する人材の受入れ及び定着を妨げることになり、人材確保を進める政府の方針に逆行するおそれがあると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　政府は、人口減少の下で、今後の我が国の就業者数及び分野別・地域別の人手不足をどのように見込んでいるか示されたい。また、その見込みにおいて、外国人材の受入れ及び継続就労が果たす役割を、用いている推計又は資料とともに示されたい。

3　在留許可手数料の大幅な引上げ及び審査の厳格化が、外国人の来日の選択、継続就労、家族の帯同及び定着の意向に及ぼす影響について、制度の見直しに先立ち調査又は推計を行ったか示されたい。行った場合はその方法及び結果並びに我が国の国益に資すると判断した具体的根拠を示されたい。行っていない場合はその理由を示されたい。

四　既に地域社会を支えている外国人及び地域社会への影響について

1　既に日本で適法に就労し、納税や社会保険料の納付を行い、地域社会の一員として生活している外国

人に対しても、一律に審査基準の厳格化や在留許可手数料の大幅な引上げを適用する必要性を示されたい。また、従前の適正な在留実績や地域への定着を考慮した経過措置又は負担軽減措置を検討したか示されたい。

2　外国人住民の転出又は帰国が増加した場合、地域の事業者の人材確保に加え、消費、税収、学校及び地域活動の維持等に影響が及ぶ可能性がある。今回の制度見直しが、結果として地域社会の弱体化につながるおそれがあることについて、政府の見解を示されたい。

3　今回の制度見直しに先立ち、外国人住民を受け入れている地方公共団体、中小企業、労働組合、支援団体及び外国人当事者から、地域の実情や生活への影響を聴取したか示されたい。聴取した相手方の範囲、主な意見及び制度に反映した事項を示されたい。

五　生活への配慮、影響検証及び制度の見直しについて

1　現行の在留許可手数料の減額措置又は免除措置により、低所得世帯、子育て世帯、病気又は失業により一時的に収入が減少した者等への配慮は十分と考えるか、対象要件、減額後の負担額及び申請手続の容易さの観点から、その根拠と併せて示されたい。

2　今回の制度見直しについて、申請件数、許可・不許可の状況、審査期間、減免の利用状況、外国人の継続就労及び定着への影響を、在留資格別、地域別等に継続して検証し、公表する考えはあるか示されたい。ある場合は実施主体、指標及び公表時期を、ない場合はその理由を示されたい。

3　検証の結果、適法に在留する外国人の生活や定着、我が国の人材確保又は地域社会の維持に支障が生じていることが認められた場合、在留許可手数料額の引下げ、減免対象の拡大、経過措置の充実及び審査運用の見直しを行うか、政府の見解を示されたい。

右質問する。